

(別紙3)

入 所 利 用 料 金 一 覧 表

1. 介護度別の利用料:

(単位:円)

介護保険一割負担額	介護度		一日あたり	概ね月額 (30日)	備考(加算関係など)
	要介護 1	個室	675	20,250	①初期加算として、入所後30日に限り1日30円が加算されます。 ②疾病により食事に制限がある方は、療養食加算として1食6円が加算される場合があります。 ③排せつ支援加算として、1ヶ月に10円もしくは15円が加算されます。 ④安全対策体制加算として、入所初日に20円が加算されます。 ⑤サービス提供体制強化加算として、1日22円が加算されます。 ⑥介護職員等処遇改善加算(3.6%)が加算されます。 ⑦褥瘡対策指導管理として、1日6円、場合によっては更に1ヶ月15円が加算されることがあります。 ⑧(認知症)短期集中リハビリテーションとして、入所後3ヶ月以内の期間に1回240円が加算されることがあります。 ⑨居室における外泊を認めた場合、1ヶ月に6日を限度として、外泊初日と最終日以外は左記の日額に代えて362円となります。なお、居住費は利用者負担区分により徴収させていただきます。 ⑩入所者の同意のもと、退所後の主治医や社会福祉施設等に対する診療情報提供を行った場合や、居宅介護支援事業所に対して居宅サービス利用に関して情報提供を行った場合は、それぞれ500円が加算されます。 ⑪入所者の同意のもと、退所し医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して診療情報提供を行った場合は、250円が加算されます。 ⑫退所時栄養情報連携加算として、他の介護保険施設や医療機関等に情報提供を行った場合は、20円が加算されます。
		多床室	786	23,580	
	要介護 2	個室	771	23,130	
		多床室	883	26,490	
	要介護 3	個室	981	29,430	
		多床室	1,092	32,760	
	要介護 4	個室	1,069	32,070	
		多床室	1,181	35,430	
	要介護 5	個室	1,149	34,470	
		多床室	1,261	37,830	

2. 食費

対 象 者		区 分	日 額	概ね月額(30日)
生活保護受給者		利用者負担 第一段階	300	9,000
市町村世帯全員が 非課税	老齢福祉年金受給者			
	本人年金収入と合計所得金額 合計が80万円以下の方	利用者負担 第二段階	390	11,700
	本人年金収入と合計所得金額 合計が80万円超120万円以下の方	利用者負担 第三段階 1	650	19,500
	本人年金収入と合計所得金額 合計が120万円超の方	利用者負担 第三段階 2	1,360	40,800
上記以外の方		利用者負担 第四段階	1,700	51,000

3. 居住費

対 象 者		区 分		日 額	概ね月額（３０日）
生活保護受給者		利用者負担 第一段階	個 室	550	16,500
市 町 村 民 税 非 課 税 世帯全員が	老齢福祉年金受給者		多床室	0	0
	本人年金収入と合計所得金額 合計が80万円以下の方	利用者負担 第二段階	個 室	550	16,500
			多床室	430	12,900
	本人年金収入と合計所得金額 合計が80万円超の方	利用者負担 第三段階	個 室	1,370	41,100
			多床室	430	12,900
上記以外の方		利用者負担 第四段階	個 室	1,728	51,840
			多床室	437	13,110

4. その他の料金

利 用 料	理 髪 代	2,200	1回(基本⇒第2・第4月曜日の月2回)
	私 物 電 気 使 用 料	55	電気器具の持ち込み1種類1日につき(消費税含む)
	私 物 洗 濯 代	5,500	月途中の入退所の場合1日につき183円
	各 種 文 書 料	実費	周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例による

周防大島町立介護医療院やすらぎ苑